

山梨県林材業就業促進総合対策事業補助金交付要綱

平成19年 4月20日制定	林振 第 534号
平成23年 3月31日改正	林振 第1469号
平成25年 3月29日改正	林振 第1780号
平成25年 8月 7日改正	林振 第 700号
平成28年 3月31日改正	林振 第1835号
令和3年 6月 8日改正	林振 第 432号

(趣旨)

第1条 知事は、林業事業体の経営基盤の安定化及び労働環境の改善を図り、新たな森林整備を担う林業事業体の育成を推進するとともに多様な研修等による技術・技能の習得を進め、幅広い人材の確保・育成・定着を推進するため、山梨県林材業就業促進総合対策事業実施要綱に基づき、一般社団法人山梨県森林協会（山梨県林業労働センター（以下「センター」という。））が実施する山梨県林材業就業促進総合対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の種類、補助対象経費及び補助率)

第2条 前条に規定する補助金交付の対象となる事業の種類、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするセンターの長は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事が別に定める日までに提出しなければならない

い。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第6条による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が定める重要な変更は、軽微な変更以外の変更とする。
- (2) 各事業により取得した財産については、当該財産に係る管理規定を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

（財産の処分の制限）

第5条 センターの長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 センターの長は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助事業の軽微な変更の範囲）

第6条 第4条による軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の各区分相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
- (2) 事業目的の達成に支障を来すことなくかつ事業計画の細部の変更であって額の増額を伴わないもの

（補助事業の計画変更、中止、廃止）

第7条 センターの長は、補助金の交付決定後の事情の変更等により、当該事業（の

年間所要額)を変更(中止、廃止)しようとする場合は、事業内容変更(中止、廃止)承認申請書(様式第5号)により、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 センターの長は、当該事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第6号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 センターの長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 センターの長は、補助事業完了後に申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。(山梨県森林整備担い手育成確保対策事業補助金交付要綱の廃止)

2 山梨県森林整備担い手育成確保対策事業補助金交付要綱(平成9年度林振第4-48号)は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の山梨県森林整備担い手育成確保対策事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)に基づき平成18年度以前に交付を受けた補助金に係る経理及び処理経過が明確になるよう関係書類等の保存については、旧要綱第

7条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月7日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

別 表

補 助 対 象 経 費

区 分	補 助	経 費 内 容
1 林業事業体経営合理化 支援事業費 ア 林業事業体指導費 イ 新規参入受入促進費	10/10 以内	(謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費) (謝金、旅費、通信運搬費、広告宣伝費等)
2 林業労働センター設置 支援事業費	10/10 以内	(負担金等)

様式第1号

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者住所
名称・職氏名 印

山梨県林材業就業促進総合対策事業補助金交付申請書

年度において山梨県林材業就業促進総合対策事業を実施したいので、同事業補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 収支予算書（様式第3号）

様式第2号

年度山梨県林材業就業促進総合対策事業計画（実績）書

区 分	事業の内容	事業費	事業内訳

※ 記載上の注意

- 1 区分欄には、交付要綱第2条の別表の事業名を用いる。
- 2 事業内容は、交付要綱第2条の別表の経費内容を用いる。

様式第3号

収支予（決）算書

収入の部

区 分	予（決）算額	摘 要

支出の部

区 分	予（決）算額	摘 要

様式第4号

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者住所
名称・職氏名 印

財産処分承認申請書

年度山梨県林材業就業促進総合対策事業費補助金に係る補助事業により
取得した財産を、次のとおり処分したいので、同事業補助金交付要綱第5条第2項に
基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

様式第5号

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者住所
名称・職氏名 印

年度山梨県林材業就業促進総合対策事業計画変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県
林材業就業促進対策事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、同事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

○ 変更の場合

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書（様式第2号による）
- 3 収支予算書（様式第3号による）

（注）上段に変更前の事項を（ ）書きし、下段に変更しようとする事項を記載
すること。

○ 中止（廃止）の場合

- 1 中止（廃止）の理由

様式第 6 号

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者住所
名称・職氏名 印

年度山梨県林材業就業促進総合対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県林材業
就業促進総合対策事業補助金について、同事業補助金交付要綱第 8 条の規定により関
係書類を添えて報告します。

- 1 事業実績書（様式第 2 号）
- 2 収支決算書（様式第 3 号）
- 3 補助事業の成果を記載した書類
- 4 その他知事が必要と認めた書類

様式第7号

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者住所
名称・職氏名 印

概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県林材
業就業促進総合対策事業補助金について、同事業補助金交付要綱第9条の規定により、
次のとおり概算払の請求をします。

- 1 概算払請求額 金 円
2 内 訳

補助金決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

- (1) 現金 指定金融機関名
(2) 口座振替 振替先銀行名 預金種別
口座名 NO